

ペット飼育細則（新）

- 第1条 朝日プラザシエスタ苗場Ⅱ居住者（以下居住者という）は朝日プラザシエスタ苗場Ⅱ管理組合法人規約第17条、朝日プラザシエスタ苗場Ⅱ使用細則第4条第1項第4号に基づき犬、猫等（以下ペットという）を飼育しようとする場合は、この細則に従わなければならない。
- 第2条 ペットの飼育を希望する者（以下飼育者という）は、別に定める用紙により、管理組合の理事長に飼育の申請をし、許可を得なければならない。
- 第3条 飼育の申請には、次の書類を提出しなければならない。
（イ）飼育申請書兼誓約書
（ロ）犬の場合は法に定められた予防注射および登録が確実におこなわれていることを証する書類
（ハ）その他理事長が必要と認めた書類
- 第4条 飼育者は、別に管理組合法人が発行するラベルを玄関に貼付し、又犬については保健所が交付するラベルも併せて貼付し、ペットを飼育していることを明示しなければならない。
- 第5条 当マンションで飼育を認められるペットは、小型に限定し、一住宅一匹を限度とし、必ず事前に理事会の承認を得なければならない。
- 第6条 飼育者は、他の居住者とのトラブルに対して責任を負わなければならない。
- 第7条 飼育を許可された者は、毎年、〔法〕で定められた（犬の場合）予防注射及び登録を確実に行之、獣医師による定期的な健康診断を年一回以上受けなければならない。
2 前項のほか、犬、猫の場合には、排泄物の検査を受けるようにしなければならない。
3 健康診断及び排泄物の検査の結果、人又は他の動物に感染するおそれのある病気が発見されたとき、飼育者は、伝染のおそれがなくなるまで、獣医師等に預ける等適切な措置をとらなければならない。
- 第8条 理事長は、必要に応じ、前条の予防注射及び登録並びに健康診断及び排泄物の検査の結果について、文書で報告を求めることができる。
- 第9条 ペット飼育者は、通常の良識ある飼育に努めるとともに、次の行為を厳守しなければならない。

- (イ) 専有部分における飼育に限定されること。
- (ロ) 敷地及び共用部分等で給餌、排尿、排便、ブラッシング、抜け毛の処理などをしないこと。
- (ハ) マンションの敷地等の共用部分等においては、ペットを必ずだきかかえるか、ケージに入れて運ぶこと。
- (ニ) マンションの敷地及び共用部分等で、ペットを遊ばせないこと。
- (ホ) 窓を開けたまま、室内でブラッシングをしないこと。
- (ヘ) 動物の習性を理解し、運動不足による無駄吠え、発情期における鳴き声などに十分注意をすること。

第10条 飼育者は、他の組合員等とのトラブルに対して責任を負わなければならない。

2 ペットによる汚損、破損、傷害などが発生した場合は、理由のいかんを問わず飼育者は全責任を負わなければならない。

第11条 飼育者が、本細則に違反した場合、理事長は、理事会の決議を経て、その是正等のため、必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。

第12条 飼育者が、前条の勧告及び指示等に従わない場合、理事長は、理事会の決議を経て、ペットの飼育を禁止することができる。

2 ペットの飼育を禁止された者（以下「飼育禁止者」という。）は、新たな飼い主を探す等、速やかに適切な措置をとらなければならない。

3 飼育禁止者は、再度ペットを飼育してはならない。

第13条 死亡、譲り渡し等により動物の飼育が終了したとき、飼育者は、理事長に飼育終了の届出をしなければならない。

第14条 本細則に定めのない事項については、管理規約又は他の使用細則等によるほか、区分所有法その他の法令の定めるところによる。

附 則

（細則の発効）

第1条 本細則は平成24年12月15日から効力を発する。

第2条 本細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。